

本PDFは著者物のため、掲載内容を無断で複写（コピー）・転載・販売することを禁じます。

## 解説ストックホルム条約 最近の動向を踏まえた枠組みの紹介

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課

ストックホルム条約は世界の化学物質管理の潮流に大きく影響を与え、その趨勢には各国の政府や企業、NGO等から常に高い関心が寄せられています。日本も締約国として名を連ね、そこでなされる様々な議論に加わってきました。8月号では、担当省庁のひとつとしてPOPRCやCOPの日本代表として実務面での役割を果たし、条約の国内担保法の整備を担っている経済産業省 化学物質管理課に、この条約について最新の動向も交え解説をしていただきました。これから化学物質管理に取り組みれていくにあたって、ご参考になさっていただければ幸いです。

### ストックホルム条約とは？

#### <ストックホルム条約の目的と背景>

Q: はじめに、ストックホルム条約の目的や背景についてご紹介をいただけますでしょうか？

A: 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の目的は、環境と開発に関するリオ宣言(1992年)の第15原則に規定する予防的アプローチに留意しつつ、残留性有機汚染物質(POPs: Persistent Organic Pollutants)から人の健康及び環境を保護することにあります。環境中での残留性、生物蓄積性、人や生物への毒性が高く、長距離移動性が懸念されるPOPsの製造及び使用の廃絶・制限、排出の削減、これらの物質を含む廃棄物等の適正処理等を規定している国際的な条約であり、2004年5月17日に発効しました。

ストックホルム条約で規制されるPOPsには、例えば、PCB(ポリ塩化ビフェニル)やDDTなどの物質があり、ストックホルム条約の発効後も専門家の検討を経て、締約国会議において新たにPOPsに指定されたPFOS(ペルフルオロオクタンスルホン酸)やHBCD(ヘキサブロモシクロデカン)などの物質が随時追加されています。

#### <物質が追加されるまでの手続き>

Q: 規制される物質はどのように追加されることになるのか、手続きについて教えてください。

A: スtockホルム条約の対象物質への追加には、最初にストックホルム条約の締約国がPOPs候補物質を提案することになります。その後、残留性有機汚染物

質検討委員会(POPRC:POPs Review Committee)において、残留性、生物蓄積性、長距離移動の可能性、悪影響(毒性)等の観点からPOPs候補物質のスクリーニングが行われます。スクリーニングを通過した物質については、リスクプロファイル(危険性の概要)、リスク管理評価書(社会経済上の検討)が作成され、POPRCにおいて審議が行われます。最終的にPOPRCは締約国会議(COP:Conference of the Parties)に対して、附属書A(廃絶)、B(制限)又はC(意図的でない生成)への追加決議を行うよう勧告を行います。POPRCによる勧告を受けたCOPは、附属書への追加決議案について審議を行い、審議の結果、合意されれば新規のPOPsとして附属書への追加が決定されることとなります(図表1)。

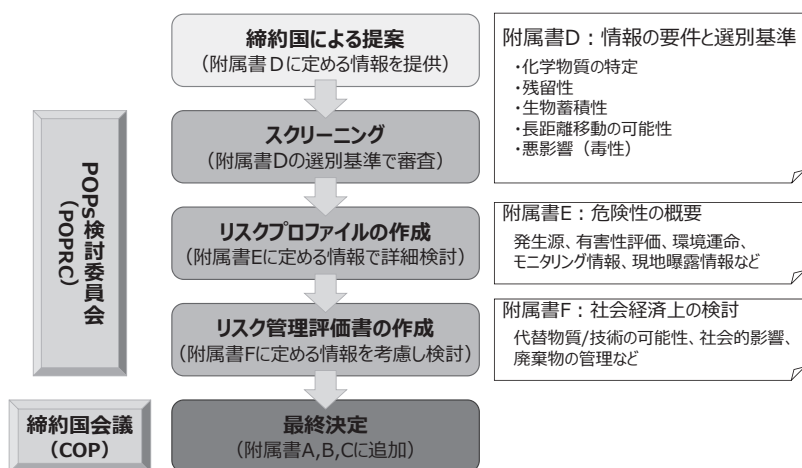
ファイル及びリスク管理評価書に基づき、附属書A、B又はCへの追加を検討することになります。この時に物質の定義とともに適用除外の可否や範囲に関する議論も行われます。適用除外を求める場合、この段階で、各締約国がPOPRCに対して代替物質や代替技術がないことを示し、特定用途での適用除外を追加決議案に記載することを求めることとなります。COPでは、候補物質の附属書への追加に加え、附属書への追加決議案に基づき適用除外についても審議され、合意されれば適用除外を含めた形で附属書への追加が決議されます。その後、各締約国は、附属書に設定された適用除外の項目から、当該国において適用除外を求める項目を登録することで、当該国における適用除外が条約上認められることとなります。

#### <適用除外の考え方>

Q: スtockホルム条約において、適用除外を求めるには、どのような手順が必要となるのでしょうか？

A: COPにおいて「廃絶」(附属書Aへの追加)が決定される前の段階として、POPRCにおいてリスクプロ

附属書A(廃絶)の適用除外は、発効から5年で失効する「個別の適用除外」が原則となりますが、附属書B(制限)では、「個別の適用除外」に加えて、期限を設けない「認めることができる目的」も規定することができます。



図表1 スtockホルム(POPs)条約へ追加される物質の検討手順

## 残留性有機汚染物質検討委員会 (POPRC) と 締約国会議 (COP) の役割、活動、取扱う内容について

### <活動内容とそれぞれの関係性>

Q: POPRCやCOPではどのような活動をしているのでしょうか？ また、それぞれにどのようなかわりをもっているのでしょうか？

A: POPRCは、ストックホルム条約第8条に基づき、世界の各地域から有識者等が参加し、新規のPOPs候補物質についてスクリーニング、リスクプロファイル、リスク管理評価書の検討を行い、COPへの勧告を行う機関であり、毎年開催されています。日本からも、ほぼ継続的にPOPRCの委員として有識者を派遣しています。今回は、第19回残留性有機汚染物質検討委員会(POPRC19)が2023年10月にイタリア・ローマで開催される予定です。

COPは、原則として2年に1回開催され、締約国の代表により審議を行う機関であり、POPRCから勧告されたPOPs候補物質の附属書への追加について審議が行われます。直近では、第11回締約国会議(COP11)が2023年5月にスイス・ジュネーブで開催されました。

なお、COP10(2022年6月開催)で附属書Aへの追加が決定されたペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)とその塩及びPFHxS関連物質については、2023年11月に条約上の履行義務が発効する予定です。

### < COP11 (2023年5月開催)での議論の内容 >

Q: 先日開催されたCOP11において、どのような議論がなされ決議されたのかを教えてくださいませんか？

A: 5月に開催されたCOP11では、POPRCの第17回会合(2022年1月開催)及び第18回会合(2022年9月開催)における検討結果を受け、デクロランプラス(難燃剤)、UV-328(紫外線吸収剤)、メトキシクロル(殺

虫剤)の3物質について議論が行われ、附属書A(廃絶)へ追加されることが決議されました。

なお、デクロランプラスとUV-328は、それぞれ次の用途について適用除外が規定されました(図表2, 3)。メトキシクロルについては特定の用途の除外は規定されていません。

個別の適用除外の規定は発効した日から5年で効力が失われますが、デクロランプラスの「物品の交換用部品及び修理のための使用」及びUV-328の「物品の交換用部品」については、対象物品の種類に応じて、①最長2044年までの適用除外が認められる、②対象物品の耐用年数まで認められ、2041年までのCOPにおいてその必要性が評価される、のいずれかの扱いとなりました。

### < POPRC19(2023年10月開催予定)での議論の内容 >

Q: 次回のPOPRC19ではどのような物質が取り上げられる予定なのでしょうか？

A: 10月に開催される予定のPOPRC19では、クロルピリホスのリスクプロファイル、MCCP(中鎖塩素化パラフィン(炭素数14から17))及び長鎖PFCA(長鎖ペルフルオロカルボン酸(炭素数9から21))とその塩及び長鎖PFCA関連物質のリスク管理評価書について、審議される予定です。クロルピリホスは農薬、MCCPは難燃剤や加工油、長鎖PFCAは界面活性剤として利用されている物質です。

POPRC19において、リスク管理評価書の審議を踏まえ、MCCPや長鎖PFCAの附属書への追加の勧告が決議された場合は、2025年4月にスイス・ジュネーブで開催される予定のCOP12において締約国による審議が行われることとなります。

## 特集 1

# 中国における化学物質規制の動向と 求められる企業の対応

(株)アジアンエクスプレス 化学品情報管理部  
清本 珠音 (きよもと じゅね)

## はじめに

中国の新規化学物質に対する規制法は、2021年1月1日より『新化学物質環境管理登記弁法』(第12号令)<sup>1)</sup>が施行されてから、すでに2年半が過ぎ、2023年7月1日の時点では、備案と呼ばれる届出を行った新規化学物質は、すでに1万件を優に超え、簡易登記では100件近く、更に常規登記では20件近くの認可案件が出ている。備案や登記を完了する新規化学物質が増えると同時に、申請過程において当局から指摘されやすいポイントや申請者が注意すべき内容も少しずつ明らかになってきている。

また危険化学品の分野では、危険化学品の新しい登記システムが2022年2月16日より運用開始されたが、危険化学品の包装やGHSラベルへのQRコード付与の要求について、危険化学品の取扱に関与する企業のあいだで、大きなトピックの1つになっている。

本稿では、中国の新規化学物質、及び危険化学品規制の基本的要求のほか、最近の運用状況や企業に求められる対応について紹介する。

## 1. 中国の新規化学物質規制の基本要求と注意すべき内容

### 1.1 『中国現有化学物質名録』(IECSC)と増補収載

『中国現有化学物質名録』(IECSC)<sup>2)</sup>に収載済みの化学物質を既存化学物質とし、未収載の化学物質を新規化学物質とする。新規化学物質に該当する場合、中国での製造又は中国への輸入前に備案又は登記を完了しなければならない。IECSCに収載された既存化学物質でも、当局が指定する新用途環境管理の対象物質は、許容される用途以外の工業用途で使用する場合、活動前に新用途の申請を行う必要がある点にも注意が必要である。新用途環境管理を実施する既存化学物質について、当局が1つにまとめたリスト等は現在のところ存在しないので、IECSCへの増補収載の公告が出るたびにチェックしなければならず、非常に面倒な作業になるが、中国の新規化学物質を管理する生態環境部(MEE)と生態環境部固体廃棄物及び化学品管理技術センター(MEE-SCC)のウェブサイトには、それぞれ『中国現有化学物質名録』のページがあり、IECSC(2013年版)とこれまでの増補収載公告(生態環境部のページでは意見公募稿も含まれる)を閲覧することができる<sup>3)</sup>。

また、生態環境部固体廃棄物及び化学品管理技術センターは、2016年から2022年までの増補公告を1つのPDFファイルにまとめて公開している<sup>4)</sup>。

なお、IECSCに未掲載の新規化学物質でも備案又は登記が必要ない物質も規定されている(図表1)。

## 1.2 『新化学物質環境管理登記弁法』(第12号令)の適用地域

中華人民共和国域内における新規化学物質の研究、製造、輸入及び加工使用の活動に対して第12号令を適用する。なお、香港、澳門、台湾での新規化学物質の研究、製造、加工使用、及び香港、澳門、台湾への新規化学物質の輸入には、第12号令を適用しない。但し、これらの地域から、又はこれらの地域を経由して中国域内(大陸部分)に新規化学物質を輸入する場合は、第12号令が適用される点には、注意が必要である。

## 1.3 申請人と代理人

新規化学物質の備案及び登記の主体、つまり申請人は、中国域内と域外どちらも選択可能だが、以下の条件を満たす必要がある。

### (1) 域内申請人

中国域内で合法的に登記され、独立して法的責任を負うことができる、新規化学物質の製造又は輸入に従事する企業、事業単位<sup>5)</sup>。即ち、中国域内の製造者又

は中国域内の輸入者でなければならない。但し、医薬、農薬、動物用医薬品、化粧品、食品、食品添加剤、飼料、飼料添加剤、肥料等の製品が新規化学物質に該当し、且つその他の工業用途に変更しようとする場合、或いはIECSCに収載済みで新用途環境管理を実施する化学物質を許容される用途以外の工業用途に使用しようとする場合、中国域内の製造者、輸入者に加え、加工使用者も申請人として申請することができる。

### (2) 域外申請人

中国域内に新規化学物質を輸出しようとする製造企業(メーカー)、貿易企業(商社)も申請人として申請することができる。旧法規(第7号令)でも同様の扱いであったが、第12号令では、特に貿易企業(商社)が新たに明記された。いずれにしても域外申請人の場合、新規化学物質の直接の輸出者でなければならないことには注意が必要である。例えば、日本のメーカーAが日本国内の商社Bに新規化学物質を販売し、商社Bが中国に新規化学物質又は新規化学物質を含む化学品を輸出する場合、商社Bを域外申請人としなければならない。

また、域外申請人は、中国域内で合法的に企業登記され、独立して法的責任を負うことができる企業、事業単位を代理人として指定しなければならず、域外申請人と代理人は、新規化学物質の登記又は備案の前後における環境管理義務を共同で履行しなければならない。

図表1 備案又は登記が必要ない物質

免除類別	1. 天然に存在する物質 2. 非商業目的又は非意図的生産の類別 (不純物: 単一含量10%を超えない、総量20%を超えない; 化学産物: 反応過程中の廃水、廃ガス、固体廃棄物、副産物) 3. 材料類 (ガラス類、セメント類、セラミックス原料及び陶磁器など) 4. 合金類 5. 非分離中間体 6. 物品
非適用類別	1. 他の法規で管理される物質 (医薬、農薬、動物用医薬品、化粧品、食品、食品添加物、飼料、飼料添加物、肥料などの製品) 2. 放射性物質



## 特集 2

# 責任ある鉱物調達をめぐる 近時の世界動向と日本企業の対応

三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株) サステナビリティ戦略部  
シニアマネージャー 櫻井 洋介(さくらい ようすけ)

## はじめに

企業のサステナビリティにおける取り組みの要請がサプライチェーン全体に拡大している現代社会において、いち早くサプライチェーン上の社会課題に対応を迫られてきた業界が採掘業界である。多くの鉱物が産出されるアフリカ諸国において、内戦や紛争を引き起こす武装勢力の資金源として鉱物資源が使われてしまうことへの懸念から、欧米諸国では、そのような鉱物を「紛争鉱物」と名付け、規制の対象としてきた。そして、鉱物調達に携わる企業は、人権侵害に加担しないよう、紛争鉱物規制への対応を進めてきたのである。

しかし、企業の社会的責任に対する関心の高まり等を受け、紛争鉱物を含めた鉱物資源の調達に関する規制は、近年、大きな転換点を迎えている。本稿では、紛争鉱物に対する各国の規制状況を概観し、今後の規制動向等を考察することで、紛争鉱物への規制を含めた「責任ある鉱物調達」を取り巻く環境の変化に、日本企業としていかに対応していくべきかについて私見を述べていきたい。

## 1. 紛争鉱物とは

1990年代のアフリカ諸国では、内戦下において武装勢力が鉱物資源を独占し、紛争の資金源として利用したことが国際的に問題視されていた。シエラレオネやアンゴラ等で長年にわたって継続していた内戦では、反政府組織の資金源としてダイヤモンドが利用されたが、これらは「紛争ダイヤモンド(Conflict Diamond)」や「血塗られたダイヤモンド(Blood Diamond)」とも呼ばれ、国際社会から批判の対象となっていたのである。その後、国連や各国政府等の協力によって、「紛争ダイヤモンド」でないことを証明する国際的な認証制度である「キンバリー・プロセス」が策定され、2003年から運用が開始された。このプロセスが紛争鉱物に関する規制の先駆けとされている。

鉱物資源の管理に関して、より深刻な問題を孕んでいる国がコンゴ民主共和国(DRC:Democratic Republic of the Congo)である。DRCの内戦は、公式には2000年代初頭には終結しているものの、DRC東部を中心として、未だに武装勢力の活動が継続しており、武装勢力による地域住民等への人権侵害が現在進行形で行われていることが指摘されている<sup>1)</sup>。DRCは、タンタルやスズ等といった鉱物資源に恵まれ、GDPの約4分の1、

輸出品の約9割を石油・鉱物資源が占める世界有数の資源大国<sup>2)</sup>であるものの、政情不安によって、豊富な資源が国民の豊かさに結びついておらず<sup>3)</sup>、国連開発計画(UNDP)の人間開発指数(HDI)では191カ国中179位の最貧国に留まっている<sup>4)</sup>。このような事態を国際社会は問題視しており、欧米では、DRCで採掘される鉱物の調達について法規制を導入している状況である。

このように紛争鉱物とは、広義には武装勢力等の資金源として利用され、人権侵害を引き起こす紛争等の継続要因となる鉱物を指す。また、狭義には、米国の金融規制改革法(ドッド・フランク法)の第1502条において「紛争鉱物(Conflict Minerals)」として定義された4つの鉱物、タンタル(Tantalum)、スズ(Tin)、タングステン(Tungsten)、金(Gold)(この4種の鉱物は頭文字を取って「3TG」とも呼称される)を指すものとされており、EUの紛争鉱物規則においても、3TGが規制の対象とされている。3TGの内、タンタルは携帯電話やパソコン等の電子部品に使用されており、スズは電子回路の接合用のはんだ等に用いられる。また、タングステンは金属線や電極、金は装飾品や電子機

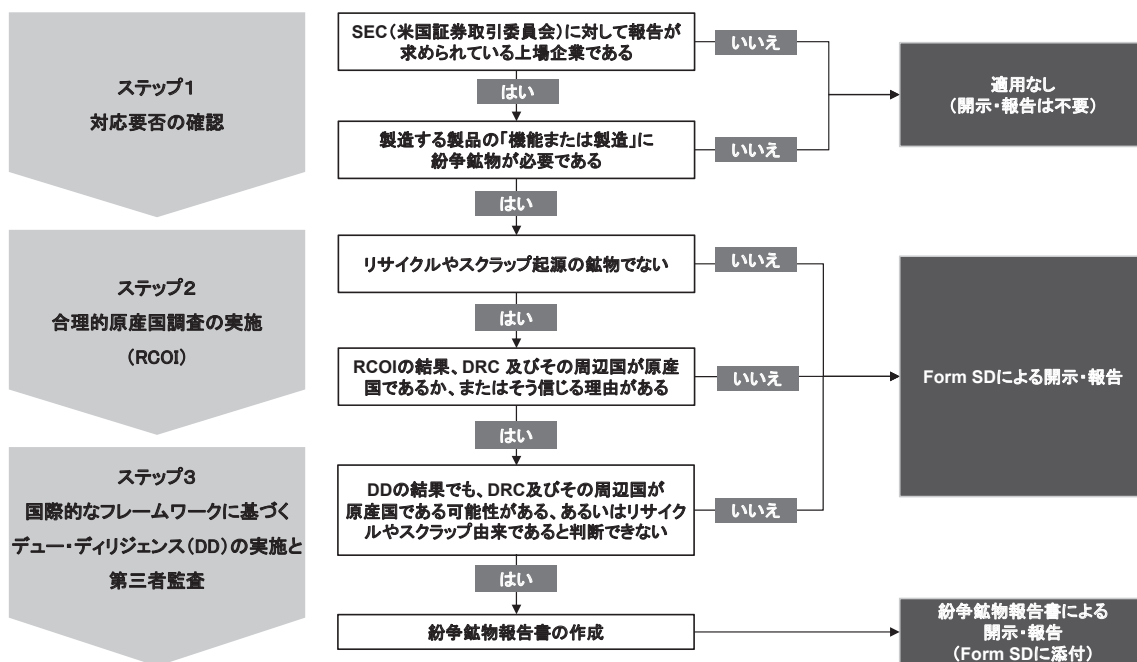
器等に使われる等、これらの鉱物には広範な用途があり、我々の身近に存在する様々な製品に使用されていることから<sup>5)</sup>、3TGに関する規制は、多くの企業や産業に影響を与えている。

## 2. 各国規制の動向

### 2.1 米国ドッド・フランク法

世界に先駆けて、紛争鉱物に関する規制を導入した国が米国である。2010年に米国で成立した「ドッド・フランク・ウォール街改革及び消費者保護に関する法律」は通称、ドッド・フランク法と呼ばれ、同法の第1502条(紛争鉱物条項)に基づき、米国証券取引所に上場する企業は、米国証券取引員会(SEC)に対して、3TGに関する報告と情報開示が義務付けられることになった。2012年8月には、開示を行うための手続等を定めた最終規則も採択され、上場企業は「Form SD」と呼ばれる様式に従った報告と開示が求められている。

SECの最終規則によれば、企業が取り組むステップは3つのステップに分けられる(図表1)。第1のステップでは、企業が紛争鉱物に関する報告・開示義務



(出所) SECURITIES AND EXCHANGE COMMISSION, 17 CFR Parts 240 and 249b, Release No. 34-67716; File No. S7-40-10, RIN 3235-AK84 CONFLICT MINERALS, p.33 (August 2012)よりMURC作成 <https://www.sec.gov/rules/final/2012/34-67716.pdf>

図表1 ドッド・フランク法の対応ステップ



## 化学物質と材料の「安全で持続可能な設計(SSbD)」を検討する

### ～その中身と影響について～

みずほリサーチ&テクノロジーズ(株)  
サステナビリティコンサルティング第2部 上席主任コンサルタント  
後藤 嘉孝 (ごとう よしたか)

EU持続可能な化学物質戦略におけるその評価を担うフレームワークとして、いままさに規準策定が進行しているSSbDの動向に関係者の関心が寄せられています。サステナビリティをめぐる企業の情報開示や製品の情報伝達など、今後広範囲への影響が予想されるだけに、日本企業としても引き続き注視がもとめられることは勿論、必要に応じて基準策定自体にも関わっていかねばならないでしょう。

8月号では、欧州の化学物質管理政策に詳しいみずほリサーチ&テクノロジーズ 後藤嘉孝氏から、ルールメイキングの現状を踏まえながら、SSbDの今後について見取り図を示していただきました。

## 1. はじめに

EU持続可能な化学物質戦略(CSS)では、EUの化学物質政策の新しい長期ビジョンとして「グリーン化とデジタル化の達成など社会へ最大限に貢献する方法で化学物質を生産及び使用しながら、また地球と現在や未来の世代への危害を回避しながら、有害物質のない環境を目指す。これは、EUの産業は安全で持続可能な設計(SSbD: Safe and Sustainable by Design)の化学物質の生産及び使用において世界的な競争力を持つことを想定している。」と述べている。化学物質と材料の設計段階において、持続可能性の側面を組み込むことは、EUの新しい長期ビジョンの達成に向けた主要施策の1つと言ってよいだろう。持続可能な化学物質と材料の評価にあたっては、安全性、リサイクル性、環境への影響(CO<sub>2</sub>・エネルギー削減等)など、様々な要

素の考慮が必要となる。本稿では、SSbDの考え方及び具体的な評価のアプローチ、業界の反応、今後の動向について概説する。

## 2. EU持続可能な化学物質戦略

2020年10月14日に欧州委員会から「EU持続可能な化学物質戦略(Chemicals Strategy for Sustainability -Towards a Toxic-Free Environment-)」が公表された。EU持続可能な化学物質戦略におけるアクションプランでは、「安全で持続可能な設計の化学物質の促進(2.1.1)」において触れられている。欧州では「安全で持続可能な設計の化学物質」への移行を導く最先端企業や科学技術の潜在的能力があるが、経済的・技術的障害により、多くの有害物質の代替は予想されたペースよりも進んでいないという課題認識のもと、安全で



## ～ 各社の化学物質管理 ～

## 第 85 回

自律的な化学物質管理のための  
リスクアセスメントの進め方

みずほリサーチ&テクノロジーズ(株)  
サステナビリティコンサルティング第2部  
庭野 諒 (にわの りょう)

今般の労働安全衛生法の改正をうけて、編集部にも関連のさまざまな要望が寄せられています。中でも「自律的な管理」「リスクアセスメント」というキーワードに対しては、読者の皆さまの高い関心がうかがわれます。今後のリレー連載～各社の化学物質管理～を通底する重要なテーマであるとの認識から、VOL.8(2023年8月～2024年7月)の初号では、自律的な管理のためのスクアセスメントの進め方について取り上げたいと思います。本テーマでの教育、コンサルティング活動に精力的に取り組まれている、みずほリサーチ&テクノロジーズ庭野氏から、ポイントを押さえた解説をしていただきました。

## はじめに

厚生労働省は2019年9月から2021年7月までの計15回にわたり「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会(以下、あり方検討会)<sup>1)</sup>」において化学物質管理のあり方についての検討を行い、報告書<sup>2)</sup>を公表した。本報告書において、化学物質による労働災害を防ぐために、自律的な管理への転換が提言されたことを受け、2022年5月に労働安全衛生規則等の一部を改正する省令<sup>3)</sup>(以下、新たな化学物質規制)が公布された。

本改正では、労働者が化学物質にばく露される程度を最小限度にするよう事業者へ求めており、国により有害性・危険性が確認された物質(以下、リスクアセスメント対象物)については義務、それ以外の物質については努力義務となっている。また、濃度基準値が設定された物質(濃度基準値設定物質)については基準値以下とする義務も併せて定められた。

こうした事項に対応するために、今後リスクアセスメントの実施がますます重要になることから、本稿では自律的な管理のためのリスクアセスメントの進め方について解説する。

月刊

# 化学物質 管理



Vol.08 2023/8～2024/7

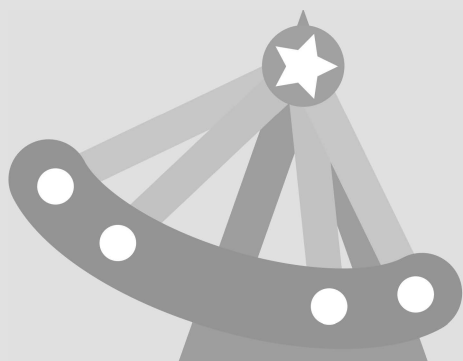
発行 株式会社 情報機構

月刊：毎月1回発行  
年12冊(年間購読)  
体裁：A4 モノクロ  
頁数：70-100頁  
(号により変動)  
価格：49,500円  
(税込(消費税10%)/  
年間購読：12冊)  
ISSN：2424-1180

★Vol.6より冊子版+電子版の発刊を開始いたしました！  
詳細・申込はホームページをご確認下さい。  
<https://johokiko.co.jp/chemmaga/>

★サンプル誌のご希望も承っております。  
こちらのお申込みもホームページから

★月1回のメールマガジン配信中！  
化学物質管理に関する情報をお届けします。



## Concept

海外を中心に、必要な化学物質規制や関連情報を、「タイムリーに」「分かりやすく」「つっこんだ内容」で提供する

### 刊行の狙い

「国内、世界の化学物質規制が年々強化されている」  
「海外を中心に、多数の関連規制をタイムリーに把握/対応するのに苦慮している」  
「後手に回っている化学物質管理を自社の強みに変えたい」  
⇒多々寄せられるこのような声に応えるべく、形式にとらわれず、タイムリーで必要性の高い情報を提供できる「雑誌」という媒体での情報提供を企画。月刊誌。

### 主な読者ターゲット

企業の含有化学物質/環境規制担当者、  
RC担当者、安全衛生責任者、開発研究者、その他実務担当者

### 充実の ラインナップ

### 本誌の構成

- ・インタビュー～キーマンに聞く
- ・特集記事～国内外の規制動向
- ・各社の化学物質管理
- ・よもやま話
- ・コラム
- ・最新トピック
- ・ニュースレター
- ・質問箱 など

### 特集テーマ

- ・REACH, RoHS, CLP規則  
最新動向
- ・米国TSCA・HCS・州法
- ・中国の環境・化学物質規制
- ・東南アジアの化学物質規制
- ・化審法、安衛法、毒劇法等  
国内法規制
- ・各国のGHS対応
- ・危険物輸送動向
- ・世界の新規化学物質届出  
情報伝達ツール  
など喫緊の課題の動向・対応策

### キーマンへの インタビュー

経産省や環境省など  
関連官庁をはじめ  
工業会、大手企業など  
業界のキーマンに聞く！

法令改正や法令対応、  
化学物質管理に関する  
取り組みなどを掲載